#### 「今後の原子力発電所における安全確保の取組みについて」(平成17年6月)における指摘事項等に係る現状の確認結果【要約】

平成17年以降の原子力発電所の安全確保を巡る状況(全体概要)

# 〇 原子力政策

・ 平成17年10月、原子力委員会は、今後10年程度の期間を一つの目安と した「原子力政策大綱」を策定。

国、事業者の主な出来事

- ・ 安全の確保を前提に、既設原子力発電施設の最大限活用の方向性を示し、出 力増強、定期検査の柔軟化や長期サイクル運転による設備利用率向上の取組み への期待を表明した。
- ・ また、原子力安全・保安院は、定期検査間隔の延長を含む検査制度の改正等 の取組みを進めている。

#### 〇 データ改ざん問題

- ・ 平成18年秋から、全国の発電施設における過去のデータ改ざんが、相次い で判明。
- ・ 県内原子力発電所においても、過去において、データ改ざんやトラブル隠ぺ いが半ば常熊化していたことが明らかとなり、県民の信頼を大きく損ねるもの となった。

#### 〇 耐震安全性

- ・ 平成18年9月、原子力安全委員会がほぼ四半世紀ぶりに耐震安全設計審査 指針を改訂。
- ・ 原子力安全・保安院は、各事業者に対し新指針に照らした既設原子力施設の 耐震安全性評価を行うよう求め、事業者による取組みが進められていた。
- ・ 平成19年7月の新潟県中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所において所 内変圧器火災等多くのトラブルが発生するとともに、設計時の想定を遙かに超 える地震動が観測される等、耐震安全性に対する信頼が根底から揺るがされる 事態となった。

#### 〇 原子力政策

県は、こうした国の動きやそれに伴う事業者の対応について、様々な機会を 捉えて県の考え方を明らかにするとともに、事業者の取組み状況を確認する等、 県民の安全、安心の確保を基本に対応してきた。

県の対応

#### 〇 データ改ざん問題

県は、事業者に対して、立地町とともに実施した立入調査等を踏まえ、不適 合管理の強化等7項目の要請項目を取りまとめ、改めて「安全最優先」の原点 に立ち返り、信頼回復に向けて真剣に取り組むよう、また、国に対しては、国 の責任を明確化し、責任ある対応を求めた。

#### 〇 耐震安全性

- 県は、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保・向上の取組みの抜本的強 化を図ることや新指針に基づく耐震安全性の再評価を早急に実施すること等 を求める。
- ・ データ改ざんやトラブル隠ぺいに引き続く事態で、国の原子力の安全確保 体制全般が問われる事態となったことから、原子力安全・保安院の経済産業 省からの分離など、客観性と信頼性を高めた安全規制体制の確立を引き続き 求めている。

### 検討テーマ2-1 高経年化対策(「今後の原子力発電所における安全確保の取組み」4.1)

県内の原子力発電所は、福島第一原子力発電所1号機に続き、2号機も運転開始後30年を経過し、他の7基も運転開始後20年を超える中にあって、応力腐食割れや配管減肉問題等、施設、設備の経年劣化事象を的確に把握し、実効性のある保守点検により確実に安全を確保していくシステムをどう構築していくのかが重要な問題となっている。

「今後の原子力発電所におけ	国、事業者の取組み	幹事会における主な意見等	
る安全確保の取組み」の内容		第4回幹事会	第5回幹事会
(1)高経年化対策の充実強化	○ 国は、運転開始後30年に本格的に行う高経年化対策を更に充	○ 高経年化プラントで13ヶ月の運転期間	
国及び事業者には、運転	実させるため、その時期に達するよりも前の段階から、経年劣化対	が、18ヶ月、24ヶ月の運転期間となった	
開始30年後という時期に	策等、日常的な保全活動を充実させることが必要との考え方を示し、	場合、問題はないのか。	
関わらず、従来の保全内容	事業者に対して10年毎に実施を義務づけた定期安全レビューにお	【国の回答要旨】	
や検査の在り方など対策全	いて、経年劣化傾向の監視等の評価を求めている。	高経年化プラントの運転期間を延ばすとい	
般について十分な見直し・		うことを前提にしているのではなく、プラン	
検討を行い、安全性、信頼	○ 東京電力㈱は、設備の経年劣化傾向の監視を強化するとともに、	トの運転期間は、あくまで点検・保全の結果	
性向上の観点から、一層充	設備の更新等、計画的な予防保全を進めている。	から総合的に判断していく。	
実強化していくことが求め			
られる。		○ 当初30,40年の運転を想定していた	
		- ため、原子炉の監視試験片がなくなるという	
(2) 応力腐食割れへの対応	○ 東京電力㈱は、平成17年5月に福島第二・3号機原子炉再循	話を聞くが、安全性を評価できるのか。	
低炭素ステンレス鋼の応	環系配管継手に確認されたひびについて、継続して使用可能との評	【国の回答要旨】	
力腐食割れについては、国	価を行ったが、地域へ十分な説明を行った上で健全性評価制度を適	試験片の再使用が可能なので、評価でき	
及び事業者には、立地地域	用するとして、配管の取替を行った。	る。	
の信頼を確保する観点から、			
安全・安心の確保を最優先	○ その後、当該配管を切り出し調査した結果、継続使用できない	○ 検査制度を変更した後、長期サイクル炉	
にした点検・補修を行うな	と評価される別のひびの見落としが判明し、東京電力㈱は、第三者	心影響評価をとりまとめたようだが、本来	
ど慎重に対応するとともに、	を交えた超音波探傷検査結果の評価等、再発防止策を取りまとめた。	であれば、検査の枠組みが作られる前に検	
点検等の手法や結果等を県		討されるべきものではないか。	
民へ適時・適切に情報公開	○ 国、東京電力㈱は、県、地元町に対して、配管等の点検状況、	【国の回答要旨】	
するなど十分な説明責任を	超音波探傷検査の精度向上の取組み等について説明を重ねている。	時期的なものは確かにあるが、安全性向上	
果たしていくことが求めら		のための検査の在り方をどうすべきかとい	
れる。	○ 応力腐食割れの発生・進展メカニズムについては、知見の拡充	うことを議論して、当面全部13ヶ月運転	
	が図られてきているが、予測精度の向上等の観点から、引き続き調	でスタートを切った。極力早くやっていく	
	査研究を継続していく方針が示されている。	ことが望ましかったのではないかと思うが、	
	また、ひびの深さを測定する技術者の資格認定制度(PD認証制	不整合にはならないようにする。	
	度) は、平成18年1月に発足し、運用が開始されている。		

「今後の原子力発電所における安全確 保の取組み」の内容	国、事業者の取組み	幹事会における主な意見等 第4回幹事会 第5回幹事会	
(3)配管の肉厚管理 国及び事業者は、減肉管理の更な る改善に努めるとともに、県民に適 切に情報公開し説明責任を果たして いくなど、安全性と信頼性の向上の 観点に立った取組みが求められる。		に安全にかかる技術者が足り ないのではないか。しっかり したレベルの高い技術者を育	
(4)保守管理・運営面での劣化防止対策 国及び事業者は、保守管理を行う人材、組織の技術レベルの維持向上を図るとともに、保守管理・運営面における高経年化対策にも、一層積極的に取組む必要がある。	され、現場の技能者の質的な維持・向上や技能の継承が課題としている。 <ul><li>また、国は、事業者に対して、定期安全レビューの中で組織風土の</li></ul>	カ委員会等でも、非常に重要な問題として議論がされ、対策を講じている。  ○ 原子炉の解体や高レベル放射性廃棄物の安全規制についての研究を進めているのか。 【国の回答要旨】 原子炉の解体や放射性廃棄物の規制を行っていく上でどのような知見が必要であるかという観点から安全研究を進めている。  ○ 社会の流れが変わり、ベテランがやめていく中で、現場に出す前の新人教育の強化が必要ではないか。 【事業者の回答要旨】	
(5)高経年化プラントの安全確保に 関する国の役割 国の審査を法的に位置づけること や安全規制に係る新たな許認可制度 を創設すること等、国が安全確保に 責任をもった高経年化対策システム を構築し、有効に機能させていくこ とが求められる。	過する日までに実施する高経年化技術評価等の報告を事業者に義務付けるとともに、高経年化対策実施ガイドライン等を策定した。		

## 「今後の原子力発電所における安全確保の取組みについて」(平成17年6月)における指摘事項等に係る現状の確認結果【要約】

検討テーマ2-2 風通しが良く透明性の高い発電所運営(「今後の原子力発電所における安全確保の取組み」4.2)

不正再発防止の取組みが進められている中にあっても、作業ミス等のトラブルが発生しており、現場が安全最優先で運転、保守に取り組み、情報公開を徹底し、風通し が良く透明性の高い発電所運営を行っていく上で、原子力発電所に関わる協力企業も含めた企業システム全体の改善にどう取り組んでいくのかが課題となっている。

「今後の原子力発電所における安全確	国、事業者の取組み	幹事会における主な意見等	
保の取組み」の内容		第4回幹事会 第	5回幹事会
(1)情報公開の徹底 迅速な情報連絡を現場に浸透させ、 分かりやすさにも配慮しながら情報 公開の徹底を図り、原子力発電所運 営の透明性を高めていく必要がある。	○ 東京電力㈱は、不適合情報の公開とともに、平成18年12月以降明らかになった過去のデータ改ざん問題を踏まえ、原子力発電所取放水温度差管理方針を策定し、平成20年4月から取放水温度差管理状況を常時公開する等、更なる様々な発電所運営情報の公開の取組みが進められている。	<ul><li>○ パフォーマンスレビュー会議の 内容は、協力企業にはどの様にし て浸透されるのか。</li><li>【事業者の回答要旨】 会議には、協力企業の所長が出 ている。</li></ul>	
(2) 申告制度の運用 国及び事業者は、申告制度の周知 を図るとともに、申告者の保護に万 全を期し、迅速かつ機動的に調査を 行い、確実に機能させていくことが 求められる。	<ul><li>○ 国は、平成14年不正問題以降、原子力安全・保安院、原子力安全委員会それぞれが、申告制度を整備し、運用を図っている。</li><li>○ 東京電力㈱は、平成14年に設置した「企業倫理相談窓口」の認知度向上に向けて発電所の協力企業への周知を図っているが、近年、県内原子力発電所における申告案件は減少している傾向にある。</li></ul>	************************************	
(3)協力企業も含めた企業システム の改善 企業の垣根を超えて安全意識が共 有化され、問題や意見をオープンに 出せる風土と問題解決の仕組みを構 築し、運営していくことが求められ る。	○ 東京電力㈱は、協力企業との様々な機会を通じたコミュニケーションに取組み、品質保証活動の徹底と安全意識の浸透に努めており、協力企業の従業員からの意見・要望に対する改善策を審議する福島第一原子力発電所の「エコー委員会」、福島第二原子力発電所の「パートナーシップ委員会」の認知度も上がっている。	各活動において強化をしていきたい。	たい。 の次に品質 とにより結
(4) 安全管理のトップマネジメント ト 今後とも、経営の意思として、安全に対する目標と戦略を明確にし、 リスクを踏まえた安全のためのコストの投入、人材の育成・確保、適切な検査期間の設定など、ハード・ソ	<ul><li>○ 東京電力㈱においては、経営層、協力企業も参加した安全確保の 徹底、業務品質の向上に向けた様々な取組みが行われてきている。</li><li>○ また、新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被災を踏まえ、防災設備や自主消火体制の強化等、ハード、ソフト両面にわたり災害に強い発電所への取組みが計画的に進められている。</li></ul>	○ 企業倫理全般に関する社員意識調査結果 善できるところがあるのではないか。 【事業者の回答要旨】 データにより弱いところは認識しており していきたい。継続して改善していく。	łから、まだi
フト両面の良好な環境づくりを進めていくことが求められる。	○ 一方、平成18年以降も、データ改ざん問題を始め、計器設定の誤り、廃棄物処理系配管の誤接続等が確認され、あらためて総点検が求められている状況にある。		パートナー 望を聴いてい 。社員や作 最後の手段

# 「今後の原子力発電所における安全確保の取組みについて」(平成17年6月)における指摘事項等に係る現状の確認結果【要約】 検討テーマ2-3 安全規制機関の在り方(「今後の原子力発電所における安全確保の取組み」4.3)

「今後の原子力発電所におけ	国、事業者の取組み	ー 幹事会における主な意見等	
る安全確保の取組み」の内容		第4回幹事会	第5回幹事会
原子力安全・保安院には、確のととというでは、では、では、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、といいでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ブル隠ぺい問題や新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被災等、原子力安全規制体制への信頼が損なわれている事態が発生している。  ① 立地自治体を中心とした原子力安全・保安院の分離等を求める意見に対して、これまで、国においては、平成14年以降の取組み等について意見交換を行い、検証を継続することが適切等とのスタンスに止まっている。  ② 原子力安全・保安院においては、原子力の安全確保を使命とする組織として設立され、平成14年の電力会社の不正問題	員会のダブルチェックの国際的評価と信頼できる体制についての考えを聞きたい。 【国の回答要旨】 国際原子力機関の評価では、実質的に独立しており問題となっていない。ただ、フォローアップの中で将来的によりはっきりすべきとある。信頼と安心の問題については、科学的根拠を元に説明し、繰り返すことで信頼と安心が確保できると考えている。  ○ 原子力安全・保安院の人員体制について、説明することも必要ではないか。 【国の回答要旨】 人数も増えているが、資質の問題を	大綱に とすのい と と で は な で は な で な と で と で と で で と で で と で で で で と で で か で が で で か で が で で か で が で で か で か
	○ 立地地域を始め、国民の信頼を得ていくために、安全規制を 行う立場にある原子力安全・保安院を原子力発電を推進する経 済産業省から分離するなど、客観性と信頼性を高めた安全規制 体制を早期に確立するよう強く要望する。	【国の回答要旨】 原子力安全・保安院は特別な機関とされている。	

# 「今後の原子力発電所における安全確保の取組みについて」(平成17年6月)における指摘事項等に係る現状の確認結果【要約】

# 検討テーマ2-4 不正問題再発防止の取組み(「今後の原子力発電所における安全確保の取組み」4.4)

「今後の原子力発電所における	国、事業者の取組み	幹事会における主な意見等		
安全確保の取組み」の内容		第4回幹事会	第5回幹事会	
(1) 再発防止の取組みの充実強化 改めて、不正問題の反省に立ち地域との揺るぎない信頼関係の下に、安全規制、安全確保の責任を果たしていくことの重要性を再認識し、今後とも、再発防止の取組みの更なる充実強化を図っていくことが求められる。	<ul> <li>○ 東京電力㈱は、平成14年に信頼回復のため、再発防止対策として「しない風土」の醸成と「させない仕組み」の構築を目指し、情報公開による透明性の確保等に取り組んできた。</li> <li>○ 平成18年以降の点検データ改ざん等の判明を受け、東京電力㈱は、これまでの「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させるとともに、「言い出す仕組み」を構築し、運用を図っている。</li> </ul>	管理をすれば不正問題が発生しないのか。 【国の回答要旨】     JCO等もルールが守られない中で問題が発生している。ルールが守られないという観点からの配慮も必要と考え、透明性の高い形での対応、データの公開等を求めている。	管理をすれば不正問題が発生しない 本県には10基のか。 あるので、言うて緊張感を持ている。ルールが守られない中で問題が発生している。ルールが守られないという観点からの配慮も必 □ 平成14年と要と考え、透明性の高い形での対応、 不正問題は残念 データの公開等を求めている。 が、公表されなばもっと重大な	本県には10基のプラントがあるので、言うべきことは言って緊張感を持って接していかなければならない。  平成14年と平成18年の不正問題は残念なことであるが、公表されないままでいればもっと重大なことが起きた
(2) 申告制度の運用 国及び事業者は、申告制度の周知を図るとともに、申告者の保護に万全を期し、迅速かつ機動的に調査を行い、確実に機能させていくことが求められる。	<ul> <li>○ 国は、平成14年不正問題以降、原子力安全・保安院、原子力安全委員会それぞれが、申告制度を整備し、運用を図っている。</li> <li>○ 東京電力㈱は、平成14年に設置した「企業倫理相談窓口」の認知度向上に向けて発電所の協力企業への周知を図っているが、近年、県内原子力発電所における申告案件は減少している傾向にある。</li> </ul>		かもしれず、公になったことは幸であった。  □ 国も事業者も体質改善していく必要がある。 事業者は引き続き信頼回復のための努力をしていく必要がある。 国は、信頼出来る組織に改善してもらいたい。	